

# 化粧訓練士・認定化粧訓練士認定規定

一般社団法人日本ケアメイク協会

## 第1条（目的）

この規程は、化粧訓練士及び認定化粧訓練士の資格取得などに必要な事項を定め、次の各号の実現を図ることを目的とする。

- （1）視覚障害者（以下、「当事者」という。）が、視覚に頼ることなく、指先の感覚だけでフルメイクをなし得る化粧療法である「ブラインドメイク」（以下、「本療法」という。）を習得するための指導・訓練体制を確立し、同療法の普及を図ること。
- （2）資質の高い訓練士の養成を図ること。
- （3）訓練士の社会的信頼を確保すること。
- （4）当事者による訓練士へのアクセスを容易にし、本療法の普及を図ること。

## 第2条（種類と役割）

化粧訓練士の種類と役割は次のとおりとする。それぞれの活動の詳細については化粧訓練士・認定化粧訓練士活動細則で規定する。

### （1）化粧訓練士

化粧訓練士は、本療法に関する正確な知識と技術を持ち、対面での本療法の指導を通じて、当事者の生活の質の向上と自己肯定感及び幸福感の増進に寄与する。

### （2）認定化粧訓練士

認定化粧訓練士は、本療法に関する正確な知識と技術を持ち、対面及びオンラインによる本療法の指導を通じて、当事者の生活の質の向上と自己肯定感及び幸福感の増進に寄与する。

## 第3条（資格取得）

化粧訓練士資格を取得しようとする者は、本協会が実施する化粧訓練士養成講座（オンライン）を受講し、化粧訓練士資格認定試験に合格しなければならない。

2 認定化粧訓練士資格を取得しようとする者は、本協会が実施する化粧訓練士講習会を受講し、実技試験に合格しなければならない。

## 第4条（認定）

化粧訓練士又は認定化粧訓練士の認定は、次の各号のいずれかに該当し、資格取得申請をした者を本協会化粧訓練士部門委員会（以下、「委員会」という。）が認定する。

- （1）化粧訓練士又は認定化粧訓練士の各試験に合格し、本協会に正会員又は賛助会員として登録した者。
- （2）その他、特別に委員会が認めた者。

#### 第5条（資格の有効期間及び更新）

資格の有効期間は認定後3年間とする。

- 2 資格の更新を希望する者は、期限内に1回以上、本協会が実施するスキルアップ講習又は認定化粧訓練士養成講座を受講し、かつ、毎年1回以上ブラッシュアップ勉強会に参加しなければならない。

#### 第6条（資格の喪失）

化粧訓練士又は認定化粧訓練士は、次に該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 資格の更新をしなかったとき。
- (2) 本協会の正会員又は賛助会員の資格を喪失したとき。
- (3) その他、化粧訓練士又は認定化粧訓練士として適当でないと委員会が認めたとき。

#### 第7条（会費納入遅延の場合の取扱い）

化粧訓練士又は認定化粧訓練士が、本協会の会費を6か月以上滞納した場合、その滞納状態が解消するまでの間、本協会は、その者の情報を本協会ホームページ上から削除し、各講習会等への参加を認めないものとする。

#### 第8条（活動の休止）

化粧訓練士又は認定化粧訓練士は、出産等やむを得ない事情によりその活動を休止する場合、所定の活動休止届を本協会に提出するものとする。

- 2 前項による活動休止の期間中、本協会の会費の支払いは免除する。ただし、年度途中で活動休止届を提出した場合、既払いの会費は返金しない。

#### 第9条（活動の再開）

活動休止中の化粧訓練士又は認定化粧訓練士が活動再開を希望する場合、当年度分の会費を添えて本協会に所定の活動再開届を提出するものとする。

- 2 3年を超えて活動を休止していた化粧訓練士又は認定化粧訓練士が活動を再開する場合、本協会の実施する養成講座を再受講しなければならない。ただし、この場合の受講料は1万円（税別）に減額する。

#### 第10条（規定の変更）

本協会は、必要に応じ、理事会決議により本規定を変更することができる。

#### 附 則

本規定は、2022年8月5日より施行する。

2023年5月26日、一部改正。